

会社側

と水ではよく相續して見給へ、

職工側

(代表者一見つ退去した)
(一同相續の結果三割五分退讓歩の議まとまり
午後三時次第の会見す)

会社側

一割退の歩一ヶ月を十分範囲の相違がある。二割では
歩率の差とわらひぬいぬか。併し諸君の意のあり所を
酌んでやうから三割で承知して世間のたいしむはどした。
三割五分では十分絶対には不可能です、一向承知

職工側

第三回交渉
職工代表者等と
重役との会見
(廿六日
午後三時)

会社側

結一書せんりり。

此方でも三割以上は出さぬいから今一度よく諸君に
相談して事ここら給へ

(代表者一同退去)

協議の様を申傳へたが結局多数決
に同うた所七対三の多数で譲歩を認め
か勝を占めた。(廿六日午後三時)

三割で承知の旨を会社側に報告して
無事解決を告げた。

第四回交渉

職工代表者等と
重役との会見
(廿七日
午前八時)